

# 新時代における大学教育のあり方

新村 洋史

しんむら・ひろし  
中京女子大学

今年二〇〇四年は、大学にとって特別な時代の始まりであり、「大学の新時代」が幕をあける。その「新時代」とは一体どんな時代か、自明ではないし明確な展望が共有されているわけでもない。「新時代」とは、大学「構造改革」の一連の施策、特に文部科学省による設置認可行政（事前規制）から「事後チェック」（評価）による間接的統制システムへの大転換が実施に移されることを含意する。中央教育審議会は「新たな質の保証システムの構築」（二〇〇二年八月大学分科会答申）を言い、二〇〇四年度から認証評価機関による大学等に対する「外部評価」が強制（義務）として実施される。また、「総合規制改革会議」がリードした国立大学法人が新たに設置され、株式会社による大学設置への参入制度も開始される。（『IDE』NO.四二六、NO.四五六天野郁夫論文参照）

この大学「構造改革」は、大学の制度や行政上の改変に止まらず、各大学内部の管理運営、教育組織、教育課程、教育方針

等々の内部「改革」をさらに求め強要するものとなる。「新時代」はさまざまな意味で、危機的であり、同時に飛躍をせまる。このなかで大学教育のあり方が根本的に問われることになる。特に、①高等教育機関としての大学のアイデンティティ（大学らしい大学であるか）や各大学の存在理由の自覚的追求、②大学としての理念・目標の明確化と全学における共有化、③社会・地域や学生の要求と共同しあう大学教育の創造、④とりわけ一般教養・教養教育の全学的な研究と実践の協同化、⑤大学教育・教養教育を推進し充実させるための民主的な大学運営の改革などが重要な課題となる。以上の点を敷衍し、意とすることを明確にしたい。

順不同であるが、⑤については有本章編『大学のカリキュラム改革』（二〇〇三年玉川大学出版部）に重要な調査が紹介されている。教育・教育課程改革に何が有効かという教員調査では、FD、全学・学部によるカリキュラム全体の体系化、教員

の負担の公平化、教員の意見交流の日常化が、各々六一%、八二%、六四%、七七%と有効性が高く、学長権限の強化は一八%で教育改革には役立たないとする。しかし、学長の民主的で見識ある真のリーダーシップは不可欠であろう。特に、「教育課程全体の体系化」、「人的・物的な財政支援」、「教育理念や教育方針の共有化」には大いに見識と指導力が発揮されるべきである。

以上の点は、そのまま②と連関する。即ち、大学としての理念・目標の明確化と共有化には、上記にくわえて、教員・職員の一入ひとりが教育改革の一翼をになっているという実感（帰属意識、当事者意識）を生み出す民主的な組織と管理運営が不可欠である。

次に、③、④について。特に、一般教育・教養教育を充実させることは、①の「大学とはなにか」という大学のアイデンティティを確立する課題とも密接に関連して重要な課題である。

大学審議会や中央教育審議会は、「一般教育」にかえて「教養教育」を流布させたが、それは戦前旧制高等学校時代の修養主義、倫理主義、人格主義に回帰するエリート型のリベラル・アーツの感がある。初等学校からの「教養」教育の重視をうたう点は、教育基本法「改正」（中教審答申）と連動して「心の教育」（国家主義的道德教育）の大学版を狙うのかとの感をつよくうける。教育課程の大綱化と大学評価（事後チェック）シス

テムのなかであらためて大学教育像が問われる。戦後改革期には旧制高校やアメリカのエリートのためのリベラル・アーツとも異なる基本的人権に基づく自由と平等とを享有するすべての庶民に普く妥当するジェネラル・エデュケーション「一般教育」が導入された。その目標は自由な民主社会の推進力となるべき善良な市民の養成にある（大学基準協会『大学における一般教育』一九五〇年）とされた。この理念と目標は、今日において未だ理解されず、大学の常識にもなっていない。専門教育や職業教育の斬新な改革なしに一般教育・教養教育の改革もありえない。専門・職業教育を一般教育・教養教育の理念と連関させ、大幅に教養教育として再編すべきことも課題とされてきた。専門・職業教育と教養教育とを貫いて、学生が統合された知識観をもち確固とした人生観をもつには大学教育の明確な目的と教育方針を全学がもつ必要がある（アーネスト・L. ボイヤー『アメリカの大学・カレッジ』。学問観や人生観の自己確立のないままにすぎず東大生もふえたという。『東京大学は変わる』（二〇〇〇年、東京大学出版会）には、上記①の高等教育・大学教育のアイデンティティを追求する緊張感があり、その改革の実践のプロセスには学ぶべきものがある。